

出資会員向け定期預金 「メンバーズ定期預金NEO」

【2025年4月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●出資会員向け定期預金(メンバーズ定期預金NEO)
2. 販売対象	●当金庫出資会員の個人の方
3. 契約期間	●スーパー定期預金5年もの
4. 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位 ④預入限度額	●一括預入 ●500円以上300万円以下 ●1円単位 ●お一人300万円以下
5. 払戻方法	●満期日以降に一括して払戻します。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	●固定金利 ●預入限度額300万円 店頭表示金利+年0.25%の金利を満期日まで適用します。 ※初回預入期間のみ店頭表示金利+0.25%を適用します。満期継続後は満期日当日の店頭表示金利を適用します。 ●満期日以降に一括してお支払いします。 ●付利単位を1円とし、1年を365日として日割計算します。
7. 税金	●利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	●必要ありません。
9. 付加できる特約事項	●マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	A. 6ヶ月未満…解約日における普通預金の利率 B. 6ヶ月以上1年未満…約定利率×30% C. 1年以上1年6ヶ月未満…約定利率×40% D. 1年6ヶ月以上2年未満…約定利率×50% E. 2年以上2年6ヶ月未満…約定利率×60% F. 2年6ヶ月以上3年未満…約定利率×70% G. 3年以上4年未満…約定利率×80% H. 4年以上5年未満…約定利率×90%
11. 苦情処理措置・紛争 解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時~17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。
12. その他参考となる 事項	●預入、払戻において、ご本人の確認書類が必要となります。 ●証書式・通帳式での取扱いとなります。 ●総合口座での取扱いはできません。《ご注意ください》 ●元金継続定期預金に限ります。 ●預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

吉備信用金庫